



※ A 型作業所は雇用契約を結び就労する事業所、B 型作業所は主に軽作業等を通じた就労訓練をおこなう事業所という区別があります

NPO 法人プレイス
紀の川市貴志川町長山 1651
TEL/FAX 0736-64-8255

通所者に寄り添い、長年活動を続ける～NPO 法人プレイス～

特定非営利活動法人プレイスは、紀の川市貴志川町で障害者の就労支援の場の提供に取り組んでいます。2004 年から活動を始め、今年で 18 年目。近隣企業 3～4 社から内職の仕事を請け負い、就労継続支援 B 型作業所として訓練をおこなっています。そんな活動について、理事長の高田英亮さんとサービス管理責任者の吉田嘉江さんにお話を伺いました。



通所者の作業風景

高田さんは、「ここは社会との接点づくり...」と、通所者の中には 10 年以上通っている人も、作業よりもみんなの会話を楽しんでいる人もいます。また、30代の男性は、「通所前は、昼も夜もずっとインターネットのオンラインゲームをやっていた。作業所に通い始めてからは、工賃をもらって頑張ろうという気持ちになった」と。今もオンラインゲームで遊ぶそうですが、朝起きて作業所に通うので、ゲームする時間を決めていたため、生活リズムが整ってきたといきいきていました。

「自分のペースで少しずつ訓練」プレイスでは、1日の基本タイムスケジュールがあり、その日の体調や気分によって、出退時間を自分で決めて、作業に取り組みます。通所者の中には 10 年以上通っている人も、作業よりもみんなの会話を楽しんでいる人もいます。

「社会との接点づくり」現在、プレイスの通所者は 11 名。通所の理由はさまざまです。例えば、ひきこもりで社会復帰を目指す人は、まず外出するという大きなハードルを乗り越え、作業所に通うところから始まります。次に、月曜日から金曜日の朝から夕方まで、作業所での作業ができるように生活のリズムを整え、コミュニケーションの取り方を学びます。そして、どんな仕事をやりたいか目標をたてていきます。



内職作業で訓練を重ねる通所者

「通所者の明るい声」毎日通所する 50 代の女性は、細かい作業が好きだと話します。編み物を先生(スタッフ)に教えてもらったのがきっかけで、今は趣味で作品をつくっている。また、30代の男性は、「通所前は、昼も夜もずっとインターネットのオンラインゲームをやっていた。作業所に通い始めてからは、工賃をもらって頑張ろうという気持ちになった」と。今もオンラインゲームで遊ぶそうですが、朝起きて作業所に通うので、ゲームする時間を決めていたため、生活リズムが整ってきたといきいきていました。

「他の作業所よりちよつとのんびりしているかもしれない」そんな話を聞いた高田さんは、「プレイスでは、理由をさまざまですが、とにかく自分のペースで取り組んでくれたらいいですね」と言葉を繋ぎます。プレイスでの訓練に慣れてくると、次のステップへ移る人もいます。就労を目指して見学や実習に行きます。しかし、見学や実習に行き、周囲の人の意欲を見て、自分には無理かも...と尻込みしてしまう人もいます。そういう時は、もう少し作業経験を積んでもらい、生活リズムを整える練習を繰り返しながら、時期を探ります。



通所者に作業を指導する様子

「卒業生の姿に感激」プレイスを卒業した方が通っている A 型作業所がテレビ取材を受けた際に出演していた。今は、スタッフ 3 名で手が回らず、作業の選択肢が少ないのが残念だといいます。もう少し通所者やスタッフを増やし、農作業など屋外での作業も取り入れて運営していきたいと意欲をみせていました。(西峰祐美)



左から理事長の高田さん、スタッフの石本さん、吉田さん、松山さん

1周回って知らない話 NPOの

第 19 回 NPO 法改正

不定期連載の「1 周回って知らない NPO の話」。今回は今年 6 月の特定非営利活動促進法 (NPO 法) の改正についてご紹介します。

◇ ◇ ◇

NPO 法は、全国の NPO・ボランティア活動関係者の参画を得て、1998 年当時に国会議員が所属していたすべての政党から参加を得た、超党派の「NPO 議員連盟」による提案で成立した法律ですが、実態に合わせて概ね 3 年に 1 回、改正をおこなってきています。

これまでの改正では、NPO 法人がおこなう活動分野の拡大 (当初の 11 分野が順次増加し、現在は 20 分野になっています)、代表権を有する理事の制限の創設 (それまでは理事全員が登記対象となっていたものを、登記する理事を限定することができるように)、資産の額の登記を廃止する代わりに貸借対

照表の公告で代用、寄附金が多い NPO 法人を寄附金税制の対象とする認定 NPO 法人制度の創設、認定基準の変更...など、様々な改正が行われています。

直近の改正は今年 6 月 9 日に実施されました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、大掛かりな改正には至らず、事務手続きの面など細かい部分の改正となっています。

このなかでいちばん影響が大きいとみられるのは、NPO 法人の新規設立や重要な定款変更を行う際におこなう「縦覧」の手続き期間を 2 週間に短縮することです。法律施行当初の縦覧期間は 2 ヶ月でしたが、東日本大震災の復興の過程で、NPO 法人設立に時間がかかることが敬遠されたことなどもあり、1 ヶ月に短縮された経緯があります。

今回は、それをさらに 2 週間に短縮することで、手続きを迅速に進めることにしました。

例えば和歌山県庁では、これまで縦覧については和歌山県の「県報」に公示の上、和歌山県庁と和歌山県 NPO サポートセンターで縦覧の受付をおこなってきました。今回の改正で、県報への公示を取りや

め、NPO の担当部局である和歌山県庁県民生活課・県民活動団体室のウェブサイトでの掲示と、県庁・県 NPO サポートセンターでの縦覧に切り替えています。

また、個人情報保護の観点から、一般に公開される NPO 法人の事業報告書等に記載されている個人の住所は非公開となりました。

今回の改正では、インターネットの活用さらに進めることとしています。県庁ウェブサイトでの縦覧書類の掲載もこの一環です。

内閣府の「NPO 法人ポータルサイト」では全国の所轄庁が、所管する NPO 法人の定款や事業報告書等の閲覧をできるようにしていますが、来年 4 月を目処に、NPO 法人自身がおこなう様々な法定手続きをインターネットを経由しておこなうことができるように準備が進められているようです。

まだその内容は明らかになっていませんが、NPO 法人の事務作業の軽減につながるものと期待されています。

